

記載例

別記第1号様式(第6関係)

和歌山県バス運転手緊急確保対策補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所  
氏名又は名称

令和7年度において、バス運転手緊急確保対策事業を実施したいので、補助金等200,000円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

(バス運転手確保対策事業)

- 1 事業概要書(別記第4号様式)
- 2 収支決算書(別記第6号様式)

**3月中に取得、実施予定の場合は収支予算書(別記第7号様式)**

- 3 国の補助制度を併せて活用する場合は、当該補助金の確定額及びその内容がわかる書類
- 4 請求書、領収書その他補助対象経費の支出を証する書類
- 5 その他知事が必要と認めるもの

**※ 3月中に取得、実施予定の場合は、令和8年3月16日(月)までに、免許の取得や事業の実施、運転者職場環境良好度認証取得、実績報告の提出、支出根拠資料等の提出が可能なものを補助対象とします。**

別記第4号様式（第6関係）

事業概要書（バス運転手確保対策事業）

1 大型二種免許取得

申請人数	1名		
免許取得費	450,000円		
国補助額	50,000円		
県補助申請額	100,000円		
氏名	雇用年月日	大型二種免許 取得年月日	勤務する営業所名
和歌山 太郎	R7.4.1	R7.10.1	和歌山営業所
	R7.4.1以降の日付	R7.4.1以降の日付	

2 広報活動

事業内容	求人サイト掲載
実施事業費	450,000円
国補助額	50,000円
県補助申請額	100,000円
実施する広報活動の概要	
求人サイト○△◇に一般路線バス運転手採用に係る求人情報を掲載した。 求人サイト経由の問い合わせが20件あり、3名の採用に至った。	

### 3 採用状況

一般乗合旅客自動車運送事業の運転手として雇用した者の人数を記入願います。

令和6年度	5人
令和7年度	6人（見込み）

補助対象でない方については、採用したことを証する資料は不要です。

※運転者職場環境良好度認証制度による一つ星の認証を受けている者の補助率は1/

3、二つ星以上の認証を受けている者の補助率は1/2

認証を受けていることの確認については当課でポータルサイトから確認いたしますが、ポータルサイトへの掲載が遅れている場合は、認証を受けていることが分かる資料をご提出ください。

※国が実施する補助金の交付を受ける事業については、補助対象経費の1/2又は1/3から国の補助金の額を控除した額を補助上限額とする。

※国が実施する補助金の交付を受ける事業を優先的に採択する。

※補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがある。

### ※添付書類

(1) 請求書、領収書その他補助対象経費の支出を証する書類

従業員個人で支払った免許取得費用を、会社が従業員個人に支払う形で負担した場合は、従業員が自動車学校に対して支出したことを証する資料及び会社が従業員に対して支出したことを証する資料をご提出ください。

(2) 対象従業員の雇用及び免許取得が確認できる書類

雇用が確認できる書類については、雇用保険被保険者証など、雇用年月日がわかる資料をご提出ください。

(3) 実施した広報活動の内容がわかる書類（作成チラシ、イベントの概要等）

別記第6号様式（第6関係）

収支決算書

[収入の部]

区分	予算額	備考
1 自己負担額	600,000円	
2 県補助金申請額	200,000円	
3 国補助金	100,000円	
4 その他		
計	900,000円	

[支出の部]

区分	予算額	備考
大型二種免許取得費	450,000円	
求人サイト掲載費	450,000円	
計	900,000円	

別記第3号様式(規則第16条関係)

和歌山県バス運転手緊急確保対策補助金交付請求書

金 円也

令和 年 月 日付け総交第 号で額の確定(交付決定)のあったバス運転手緊急確保対策事業について、和歌山県補助金等交付規則第16条の規定により上記のとおり請求します。

令和8年 月 日

和歌山県知事 様

請求者住所  
氏名又は名称

別記第12号様式（第10関係）

現況報告書

交付の決定を受けた日から 報告日までの間、対象従業員を雇用していることを証明する書類

（1回目）

交付の決定を受けた日から起算して1年を超えた日から1年3か月を超えない日までにご提出ください。

（2回目）

交付の決定を受けた日から起算して2年を超えた日から2年3か月を超えない日までにご提出ください。

（3回目）

交付の決定を受けた日から起算して3年を超えた日から3年3か月を超えない日までにご提出ください。